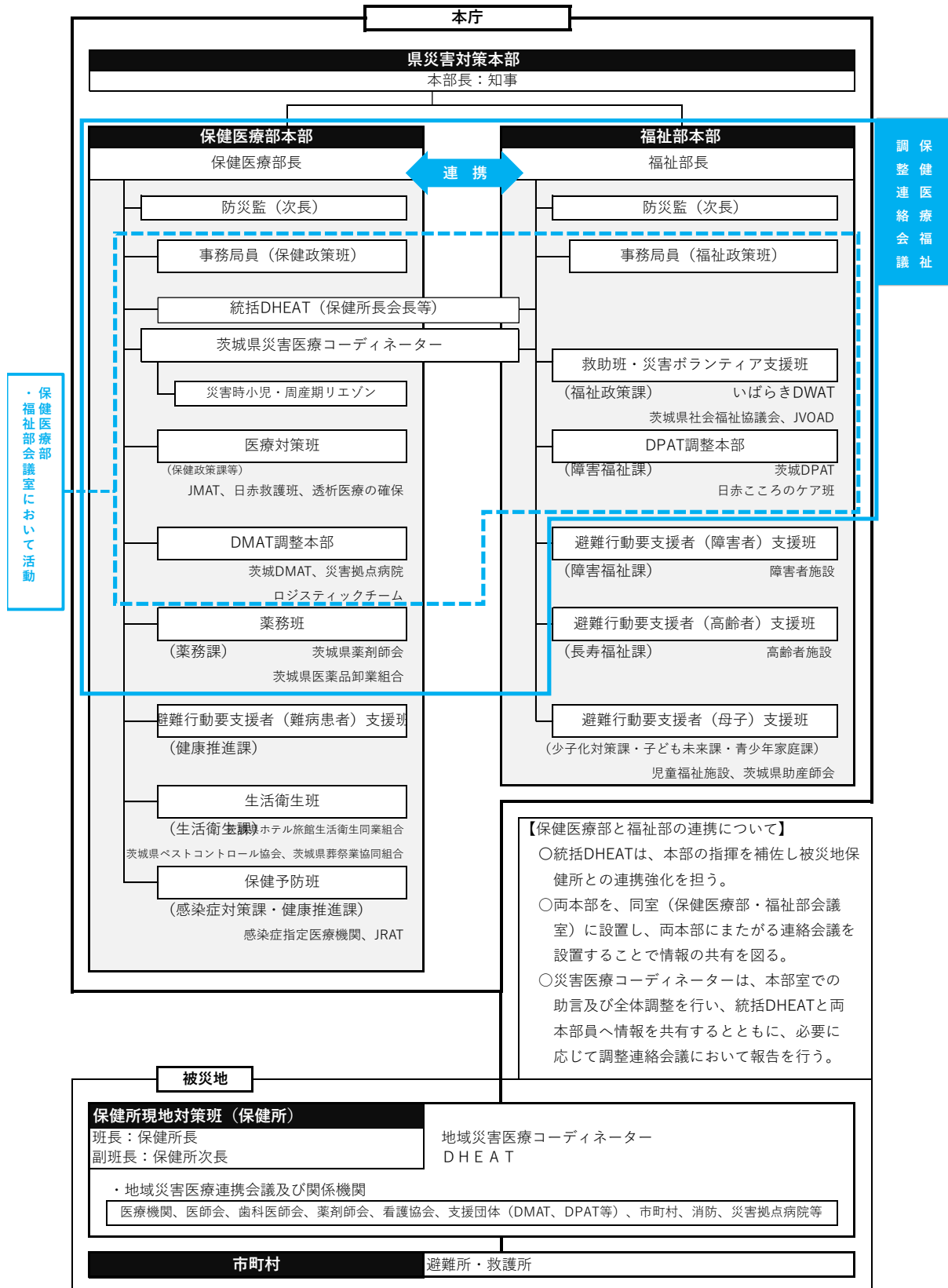


県保健医療部の災害対策組織



●搬送手段
DMAT 車両、消防車両、
バス、ヘリ(*)等
(事前に緊急車両登録)

《被災地域》

《後方医療機関》
災害拠点病院、救命救急センター、DMAT 指定医療機関、
周産期母子医療センター、小児救急拠点病院、救急告示病院等

(*) ヘリコプターについては、県災害対策本部(航空運用調整班)への要請、調整が必要。

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4の規定に基づき、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の5事業（以下あわせて「5疾病・5事業」という。）並びに居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）について医療計画に記載することとされています。

各都道府県が医療提供体制を確保するに当たり、特に5疾病・5事業及び在宅医療については、①疾病又は事業ごとに必要となる医療機能を明確化した上で、②地域の医療機関がどのような役割を担うかを明らかにし、さらに③医療連携体制を推進していくことが求められています。

医療機能の明確化から連携体制の推進に至るこのような過程を、以下、医療体制の構築ということとします。

5疾病・5事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性及び地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、下記のとおり、それぞれの体制構築に係る指針を国において定めましたので、新たな医療計画作成のための参考としていただきますようお願いします。

なお、本通知は法第30条の8に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）は廃止します。

記

1 法的根拠

法第30条の4第4項の規定に基づき、都道府県は、5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項等を医療計画に定めることとされている。

また、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療体制を各都道府県が構築するに当たっては、法第30条の3第1項に基づき厚生労働大臣が定める医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号。以下「基本方針」という。）第四の二及び三に示すとおり、地域の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示することにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。

一方、基本方針第二の二に示すとおり、国は5疾病・5事業及び在宅医療について調査及び研究を行い、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれに求められる医療機能を明

災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県に任命された者である。

都道府県は、災害時の保健医療提供体制を効率的に調整するため、都道府県の保健医療福祉調整本部に配置される都道府県災害医療コーディネーターと保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される地域災害医療コーディネーターの両者を整備することが必要である。

また、都道府県は、災害医療コーディネーターの配置を進めるとともに、訓練への参加や研修の受講を推進することが重要である。

なお、厚生労働省では、平成 26 年度より都道府県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターの養成研修に必要な経費を補助し、災害医療コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

災害医療コーディネーターの運用や活動内容については、「災害医療コーディネーター活動要領」（平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発第 0208 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を参照されたい。

(10) 災害時小児周産期リエゾン

災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療福祉ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。

なお、厚生労働省は、平成 28 年度から災害時小児周産期リエゾン養成研修を実施し、災害時小児周産期リエゾンの養成に努めている。

災害時小児周産期リエゾンの運用や活動内容については、「災害時小児周産期リエゾン活動要領」（平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）を参照されたい。

(11) 災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師である。

各都道府県において、災害薬事コーディネーターの研修事業等を実施し、災害薬事コーディネーターの養成及びその能力向上に努めている。

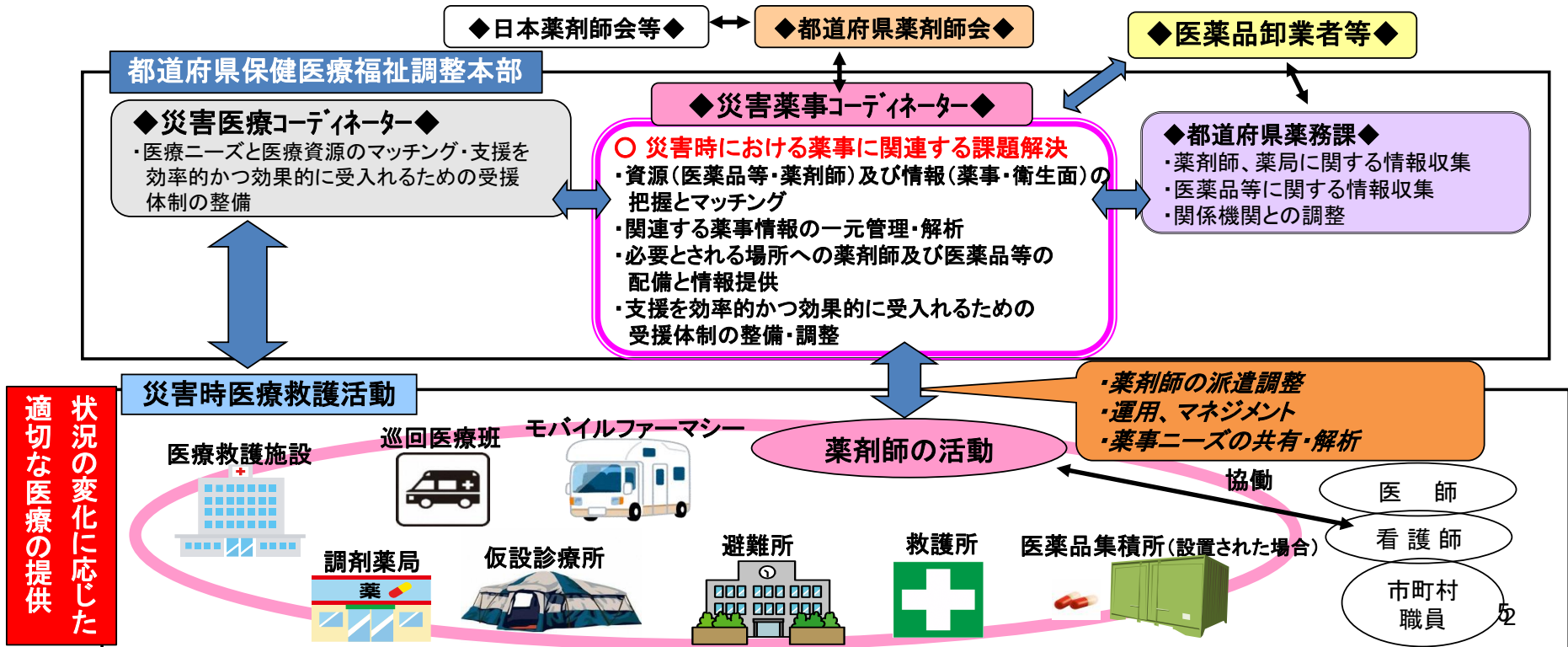
(12) 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）とは、災害などの緊急時に低下する業務遂行能力（医療機関の場合は診療機能）について、その影響を最小限に抑え、早期復旧を可能とするための準備体制及び方策をまとめたものであり、平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえて、「災害発生時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日付け医政発 0321 第 2 号厚生労働省医政局長通知）において、全ての医療機関に、災害対策マニュアル及び業務継続計画を策定することを求めている。

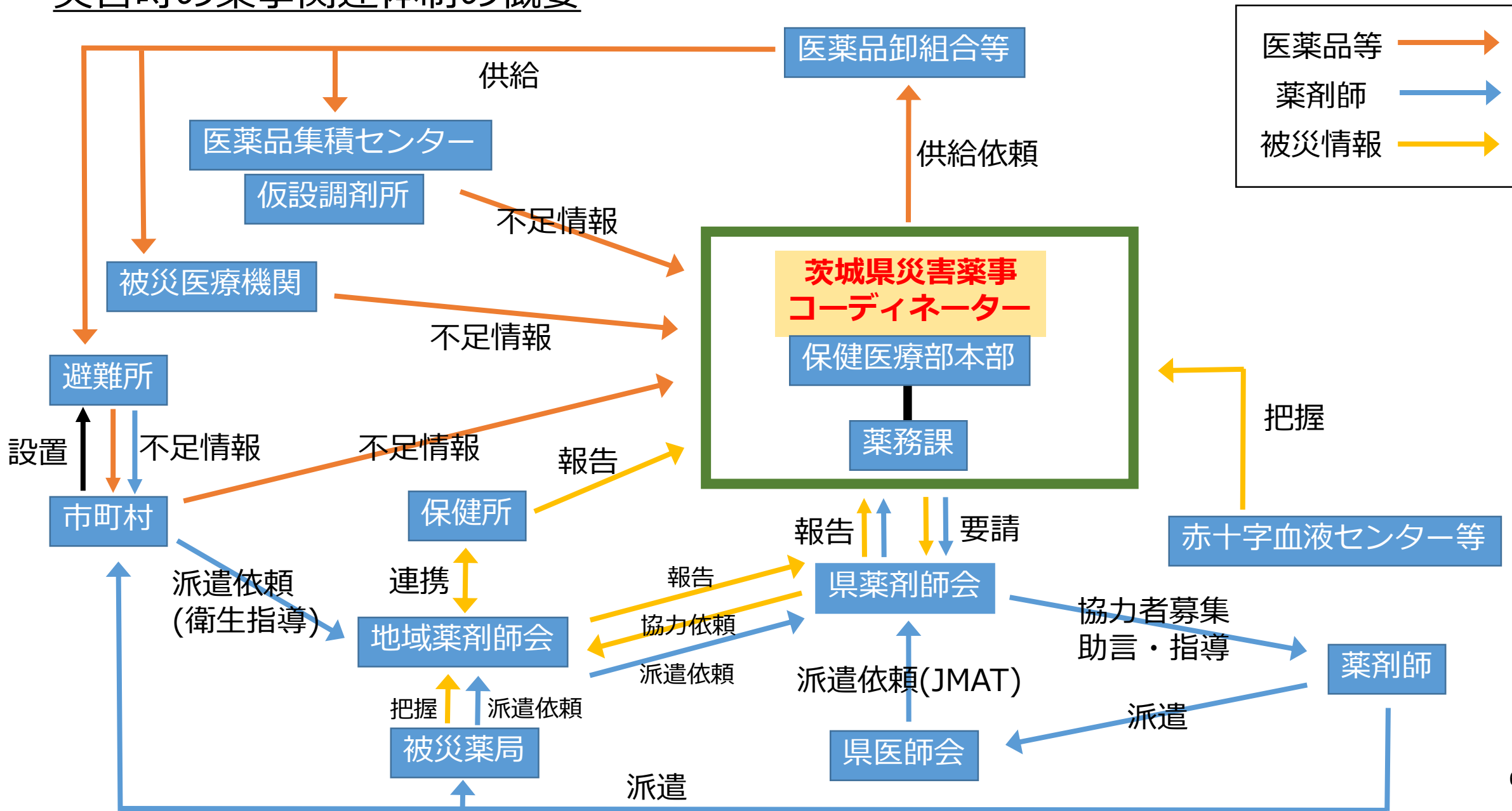
また、平成 29 年より、災害拠点病院の指定要件に、業務継続計画（BCP）を整備することを追加している。

災害薬事コーディネーター

- 災害薬事コーディネーターは、災害時に必要な医薬品等の供給管理や被災地の衛生管理を始めとする薬事に関連する課題の把握・解析・マッチング等を行い、解決を行うものとして都道府県から委嘱等されている。
- 主な活動内容は、①被災地における医薬品等ニーズ情報収集 ②医薬品等の供給管理 ③支援薬剤師の派遣調整・受入調整 等である。
- 主な活動場所は、都道府県庁（保健医療福祉調整本部）、保健所、都道府県薬剤師会本部・支部、市町村（救護所、避難所）等である。
- 都道府県の派遣要請等に基づき活動する。
- 厚生労働省は、災害時の薬剤師の体制整備について、「災害時における薬剤師の対応体制整備事業」や「厚生労働科学研究」等により、災害時に求められる薬剤師の役割や平時から必要となる準備等の明確化、当該内容を盛り込んだ災害対応マニュアルの改訂、災害薬事コーディネーター研修プログラムの立案等に向け、取組を進めている。



災害時の薬事関連体制の概要



茨城県災害薬事コーディネーターの役割

期待される役割	茨城県災害薬事コーディネーターに求める役割
1. 被災地の 医薬品等 の情報の把握やマッチング	薬務課と連携して医薬品の不足等の情報を把握し、協定に基づく供給依頼（供給品、供給先、供給量等）について助言を行う
(1) 医薬品集積センター設置場所の検討	・ 設置場所及び医薬品の選定に関する助言
(2) 仮設調剤所設置場所の検討	・ 医薬品の搬入先の選定、各医薬品集積センター及び各仮設調剤所間の在庫調整等 ・ 現地において医薬品の仕分け、在庫管理等を行う薬剤師への助言、指導
2. 被災地の 薬剤師 の情報の把握やマッチング	薬剤師会が実施する以下の業務について、全体を把握するとともに助言を行う ・ 災害支援に協力できる薬剤師（研修受講等の資質を含む。）を把握し、とりまとめる。 ・ 災害支援の要請があった際に、適切な人材を派遣する。 ・ 派遣薬剤師に対して、当該災害に特有の情報や、JMAT帯同のルールなど必要な助言、指導を行う。その際、必要に応じて資料を作成・配布する。 ・ 派遣調整状況や派遣結果（派遣薬剤師より収集した被災地情報を含む。）を県へ報告する。
(1) 被災地で活動する薬剤師のルールの作成・周知、助言	
3. 被災地の 薬事・衛生面 に関する情報の把握やマッチング	—
(1) 薬局等の被災状況の把握	協定に基づき、茨城県薬剤師会において収集した薬局等の被災情報を災害薬事コーディネーターが把握し、必要な対応を助言する
(2) 衛生面の課題に対する対応	薬剤師会が実施する以下の業務について、全体を把握するとともに助言を行う ・ 衛生指導を行う派遣薬剤師に対して、消毒剤の使用方法や、衛生指導を行うための情報提供、被災地に入るルールなど必要な助言、指導を行う。その際、必要に応じて資料を作成・配布する。